

総務教育常任委員会資料

(平成25年1月21日)

【 件 名 】

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について(教育環境課) | 1 |
| 2 | 平成25年度県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜の状況について
(特別支援教育課) | 2 |
| 3 | 学校・警察連絡制度の拡充について(高等学校課) | 3 |
| 4 | 鳥取県立博物館開館40周年記念講演会について(博物館) | 7 |
| 5 | 企画展 シリーズ鳥取の表現者 File.04「フナイタケヒコ 絵画の光景」の開催
について(博物館) | 8 |
| 6 | 米子市営東山水泳場の県営化について(財政課・スポーツ健康教育課) | 9 |

教 育 委 員 会

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成25年1月21日
 教育環境課

【変更分】	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
	県立倉吉西高等学校教室棟耐震改修工事（建築）	倉吉市秋喜	株式会社伊藤建設	契約金額 139,650,000円を 141,432,900円 (1,782,900円 増額)に改める。	平成24年3月19日～ 平成24年12月25日 (変更なし)	平成24年12月14日 (第1回変更)	(変更理由) 渡り廊下改修の追加等を行なったため。
	県立日野高等学校管理棟耐震改修工事（建築）	日野郡日野町 根雨	株式会社金田工務店	契約金額 246,750,000円を 268,645,650円 (21,895,650円 増額)に改める。	平成24年3月9日～ 平成24年12月15日 (変更なし)	平成24年12月6日 (第1回変更)	(変更理由) 外壁補修、庇軒裏モルタル補修等の追加を行ったため。

琴の浦高等特別支援学校の入学者選抜の状況について

平成25年1月21日
特別支援教育課

1 一般入学者選抜の状況

学校名 (障がい種別) 学科名等	定員 (人)	志願者数 (人)	受検者数 (人)	合格者数 (人)	入学予定数 (人)
琴の浦高等特別支援学校 (知的障がい) 生産流通科 サービスビジネス科	40	39	38	38	38

<一般入学者選抜>

平成24年12月10日(火)、11日(水) 一般入学者選抜(諸検査及び面接)
会場：鳥取県立倉吉体育文化会館
平成24年12月20日(木) 合格発表

定員に2名満たないため、再募集を行った。

2 再募集入学者選抜について

<出願受付>

平成25年1月11日(金) 再募集入学者選抜告示
平成25年1月15日(火)、16日(水) 出願期間

<出願状況>

募集人員2名に対し、出願者0名。

<再募集に係る教育委員会及び学校の取組>

○教育委員会

- ・平成24年12月21日付けで各市町村等教育委員会に一般入学者選抜合格者数を通知するとともに、再募集入学者選抜の日程及び出願に係る留意事項について所管の中学校等への周知を依頼。
- ・平成24年1月7日に各教育局を通じて、各市町村等教育委員会へ所管の中学校等への周知を再度依頼。

○琴の浦高等特別支援学校

- ・平成24年1月7日に琴の浦高等特別支援学校長より県内3校(白兔・倉吉・米子)の知的障がい特別支援学校長へ再募集入学者選抜の実施と出願について周知を依頼。
- ・入学志願者事前相談を受けているが、一般入学者選抜に出願をしなかった生徒に対して、再募集入学者選抜への出願意志を個別に確認。

学校・警察連絡制度の拡充について

平成25年1月21日
高等学校課

1 旧連絡制度

学校・警察連絡制度は、県内の学校（大学は除く。）に在籍する児童生徒が警察に検挙、補導された場合、児童生徒の再非行防止等を目的として、警察が児童生徒の在籍する学校に非行の概要を連絡する警察から学校への一方向連絡制度として、平成16年5月1日から鳥取県警察との間で運用を開始し、以後7月12日から市町村立学校、10月15日から国立学校、平成17年1月1日から私立学校でも運用が開始された。

2 新連絡制度

(1) 拡充の目的

近年、学校や児童生徒を取り巻く環境が多様化、複雑化し、児童生徒に関わる問題が深刻化する中で、いじめ事案等の現状も踏まえ、これらに的確に対処し、児童生徒の非行防止、立ち直り支援、犯罪被害の防止、学校等における児童生徒等の安全確保等を図るため、これまで以上に学校と警察が情報を共有し連携を強化することを目的とする。

(2) 拡充の概要

警察から学校への連絡対象事案は従来どおりとし、新たに学校から警察への連絡対象事案について、以下のように規定し、相互連絡制度とした。

○拡充された連絡対象事案（学校→警察）

- 児童生徒の非行、問題行動及びこれらによる児童生徒等の被害を防止するため、校長が警察署との連携を必要と認める事案
- 児童生徒の安全確保及び犯罪の未然防止のため、校長が警察署との連携を必要と認める事案
- その他校長が警察署との連携を必要と認める事案

(3) 運用開始

平成25年2月末まで周知期間を置き、3月1日から県下一斉に開始

3 協定の締結状況

- 平成24年12月18日 県立学校に係る協定を鳥取県教育委員会教育長と鳥取県警察本部長が締結
 - 平成24年12月19日 倉吉市立学校に係る協定を倉吉市教育委員会教育長と鳥取県警察生活安全部長が締結
 - 平成24年12月25日 私立学校に係る協定を鳥取県私立中・高等学校校長会会長と鳥取県警察生活安全部長が締結
- 今後、市町村教育委員会教育長等と順次協定を締結していく予定

「学校・警察連絡制度」に関する協定書

鳥取県教育委員会（以下「甲」という。）と鳥取県警察（以下「乙」という。）は、少年をめぐる問題が多様化、深刻化している現状を踏まえ、鳥取県内における児童生徒（以下「児童生徒」という。）の健全な育成を図るため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、児童生徒の非行等問題行動の防止及び安全確保について甲及び乙がそれぞれの役割を果たすとともに、その役割を相互に理解し、緊密な連携の下で効果的に対応することにより、児童生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この協定に基づく制度の名称は、「学校・警察連絡制度」とする。

（連携機関）

第3条 この協定において連携を行う機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げる機関とする。

- (1) 鳥取県教育委員会事務局（以下「教育委員会事務局」という。）
- (2) 鳥取県立学校（以下「学校」という。）
- (3) 鳥取県警察本部（以下「警察本部」という。）
- (4) 鳥取県警察の警察署（以下「警察署」という。）

（連携機関の役割）

第4条 連携機関の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校と警察署は、児童生徒の非行等問題行動及び安全確保に関し、必要と認める情報について相互の連絡（以下「相互連絡」という。）を行う。
- (2) 学校と警察署は、児童生徒の非行等問題行動及び安全確保に関し、必要に応じて協議を行い、その解決のため具体的な対策を講じる。
- (3) 教育委員会事務局及び警察本部は、学校と警察署との連携が円滑に行えるよう、学校又は警察署に対して指導、助言を行う。

（連絡対象事案）

第5条 相互連絡の対象とする事案（以下「連絡対象事案」という。）は、次に掲げる事案とする。

(1) 学校から警察署への連絡対象事案

- ア 児童生徒の非行等問題行動及びこれらによる児童生徒等の被害を防止するため、鳥取県立学校長（以下「校長」という。）が警察署との連携を必要と認める事案
- イ 児童生徒の安全確保及び犯罪の未然防止のため、校長が警察署との連携を必要と認める事案
- ウ その他校長が警察署との連携を必要と認める事案

(2) 警察署から学校への連絡対象事案

- ア 犯罪少年及び触法少年に係る事案
- イ 送致又は通告したぐ犯少年に係る事案
- ウ 不良行為少年に係る事案で、少年本人の人定事項が、学生証その他の書面による確認、保護者への確認等の方法により確実に証明できたもののうち、次の事由により学校との連携を必要と認める事案

- (7) 保護者への指導を行ったにもかかわらず、不良行為を繰り返す場合
- (i) 性癖、交友関係、環境等から不良行為を繰り返すおそれが強い場合
(相互連絡の内容等)

第6条 相互連絡の内容及び時期は、次に掲げるとおりとする。

(1) 内容

- ア 児童生徒の学年、氏名、生年月日、居住地の市町村名
- イ 連絡対象事案の発生日時・場所等の概要
- ウ その他児童生徒の健全な育成のために必要と認める事項

(2) 時期

ア 学校から警察署への連絡

学校が警察署との連携を必要と認めた時点とする。

イ 警察署から学校への連絡

(7) 逮捕事案は原則としてその都度、速やかに行い、それ以外の事案（(i)に掲げる事案を除く。）は事案の概要が明らかとなった時点とする。

(i) 不良行為少年に係る事案は、警察署が学校との連携を必要と認めた時点とする。

(相互連絡の方法等)

第7条 相互連絡を行うため、次に掲げるところにより連絡責任者及び連絡担当者を指定する。

(1) 学校

連絡責任者は連絡対象事案が発生した学校の校長とし、連絡担当者は副校長、教頭、生徒指導担当教諭その他の教諭の中から校長が指定した者とする。

(2) 警察署

連絡責任者は連絡対象事案を取り扱った警察署長（以下「署長」という。）とし、連絡担当者は警察署の生活安全（刑事）課長、生活安全（刑事）係長及び少年警察補導員の中から署長が指定した者とする。

2 相互連絡は、連絡責任者又は連絡担当者が電話又は面接により行うものとする。

(適正な情報管理)

第8条 この協定に基づき相互に提供された情報は、個人情報であることから、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）その他の法令を踏まえ、当該情報の秘密を保持し、第1条に規定する目的を逸脱した取扱いは、厳にこれを禁ずるものとする。

(連携上の配慮事項)

第9条 連携に当たっては、連携機関の相互理解及び信頼関係を保持するため、次の点に特に配慮するものとする。

(1) 相互に連絡する情報については、正確を期すること。

(2) 連絡対象事案に関係した児童生徒への処遇に当たっては、第1条に規定する目的を踏まえ、真に教育的な効果を持った適切な措置を講じること。

(協議)

第10条 この協定を円滑に実施するため、連携機関は、必要に応じて協議を行うものとする。

(経費の負担)

第11条 この協定の実施に係る費用は、連携機関がそれぞれ負担するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成25年3月1日から実施する。
- 2 「学校・警察連絡制度の実施について（通知）」（平成16年5月1日実施）は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年12月18日

甲 鳥取県教育委員会

教育長

乙 鳥取県警察本部

本部長

鳥取県立博物館開館40周年記念講演会について
 -博物館の未来を考える-

平成25年1月21日
 博 物 館

- 1 趣 旨 鳥取県立博物館が開館40周年を迎えたのを機に、講演会及びシンポジウムを開催し、地域社会における博物館の意義や役割を県民とともに考える機会とする。
- 2 日 時 平成25年2月2日(土) 14:00~17:00
- 3 会 場 鳥取県立博物館講堂
- 4 内 容 講演会、シンポジウム [定員250名]
- (1) 開会挨拶 藤井喜臣 副館長
- (2) 基調報告 県立博物館の現状と課題 山内有明 館長 (鳥取県立博物館)
- (3) 講 演 博物館に期待するもの 林田英樹氏 (元文化庁長官)
- (4) シンポジウム 博物館がつくる社会の未来 林田英樹氏 (")
 半田昌之氏 (日本博物館協会専務理事)
 井島真知氏 (林原自然科学博物館エデュケーター)
 山内有明 館長 (鳥取県立博物館)
- (5) 閉 会
- (※) 閉会后、開催中の企画展「発掘された日本列島2012」見学会、レセプションを実施。
- 5 講師等紹介
- (1) 講 演 講 師：林田英樹氏 元文化庁長官、元国立科学博物館、前国立新美術館長、鳥取県県政顧問
- (2) パネリスト：半田昌之氏 日本博物館協会専務理事、たばこと塩の博物館学芸部長
 井島真知氏 林原自然科学博物館エデュケーター、鳥取県立博物館協議会委員
 山内有明 館長 鳥取県立博物館長

【鳥取県立博物館概要】

- 1 沿革
- ・昭和47年 4月 1日 「鳥取県立科学博物館」を「鳥取県立博物館」と改称
 - ・昭和47年10月 1日 現在地に鳥取県立博物館竣工
 - ・昭和60年11月 3日 皇太子殿下、同妃殿下が当館を御視察
 - ・平成14年 4月10日 バリアフリー工事完成(スロープ、手すり、身障者トイレ等)
 - ・平成18年 4月 1日 「山陰海岸学習館」を博物館に附置
 - ・平成22年 9月12日 「山陰海岸学習館」リニューアルオープン
- 2 概要
- ・設 立 昭和47年10月 1日
 - ・構 成 総合博物館(自然、人文、美術の3分野)
 - ・保有資料 総数 約24万7千点
 - 自然分野：地学、動物、植物資料等 約16万6千点
 - 人文分野：歴史、民俗、藩政資料等 約 7万4千点
 - 美術分野：絵画、工芸写真、彫刻等 約 7千点
 - ・年間入館者数 99,458人(平成23年度)
 - ・主な事業 常設展示 自然、歴史・民俗、美術の資料を展示(約3千点)
 企画展 年5回程度(自然;1回、人文;1回、美術;3回)
 教育普及活動 野外観察会、講演会、講座、移動博物館、出前講座など
 その他 中国、韓国、ロシアの博物館と交流
- 3 課題
- ・施設・設備の老朽化
 - ・資料増加による収蔵庫の狭隘化
 - ・学校教育との連携強化など社会の要請への対応

「フナイタケヒコ 絵画の光景」の開催について

平成25年1月21日

博 物 館

- 展覧会名 企画展 シリーズ鳥取の表現者 File. 04 「フナイタケヒコ 絵画の光景」
- 会 期 平成25年2月16日(土)～平成25年3月24日(日)
- 会 場 鳥取県立博物館
- 入 場 料 一般500円(前売り・団体300円)
- 概 要 「シリーズ 鳥取の表現者」では鳥取にゆかりがあり、活躍めざましい作家を中心に、世代やジャンルを横断するかたちで紹介してきた。4回目となる今回は初めて絵画を取り上げ、1942年に鳥取市に生まれたフナイタケヒコの多様な活動と作品を紹介する。フナイは鳥取大学で絵画を専攻した後、立体にも取り組みながら、一貫して抽象表現の可能性を探究し、県内外で着実に作品の発表を重ねた。2004年には鳥取市文化賞を受賞している。本展では、フナイの30年以上に及ぶ絵画の展開を紹介する。
- 展 示 内 容 作品を連作によって深めたフナイの仕事を、1978年に始まる「Crystallization45°」シリーズから未発表の最新作まで、およそ15シリーズ、200点を超える作品によって回顧する。

■ 関連事業

【スペシャルトークセッション】

講師/美術評論家 赤津 ^{ただし}侃氏・フナイタケヒコ氏

日時/2月16日(土) 14:00～15:30

【ギャラリートーク】

日時/2月23日(土) 14:00～15:00

【アーティストトーク】

講師/フナイタケヒコ氏

日時/3月2日(土) 3月23日(土) 両日ともに 14:00～15:00

【ワークショップ】

「色のふしぎ・わくわく色あそび」

講師/フナイタケヒコ氏

日時/3月9日(土) 14:00～16:00

米子市営東山水泳場の県営化について

(財産交換に伴う今後のスケジュール及び施設改修計画等)

平成25年1月21日
財 政 課
スポーツ健康教育課

平成24年11月に県と米子市は、県営米子屋内プールと米子市営東山水泳場を交換することで大筋で合意しました。今後、財産交換に向けての両施設の改修及び施設管理について、現段階の方針を次のとおり報告します。

1 財産交換に向けた主なスケジュール(案)

区 分		H24	H25	H26	H27	H28
施設改修	鳥取県 (県営プール)	(2月補正)		→		
	米子市 (市営プール)		(6月補正) 老朽化等			

※施設改修、財産評価、条例改正等の所要手続が終了した時点で交換を行う。

2 施設改修について

(1) 県営米子屋内プール

平成24年度2月補正予算において、県営米子屋内プールの建物のうち、屋内プール棟(管理棟、トレーニング棟を除く)の耐震補強及び老朽化の改修工事を要求予定。

(事業費総額(見込み): 5億円程度)

(2) 米子市営東山水泳場

平成25年度6月補正予算(市長選挙後)において、施設の老朽化や競技力向上の拠点施設として必要な機能を整備するための改修工事を要求予定。(事業費総額(見込み) 1.2億円程度)

3 指定管理等の取扱いについて

(1) 県営米子屋内プール

○現行の管理は、期間が5年間(H21~25年度)で公募により、(公財)鳥取県体育協会を指定。

○H26年度以降の管理は、施設交換までの間、現行の指定管理者である(公財)鳥取県体育協会に対し、単年度で指定管理又は管理委託を行う方向で検討中。

(2) 米子市営東山水泳場

○米子市営東山水泳場の現行の指定管理は、期間が5年間(H24~28年度)で、(一財)鳥取県水泳連盟を指定。

※財産交換の準備が整い次第、指定管理期間にかかわらず財産交換を行う。

4 交換による効果

(1) 県営米子屋内プール

○住民により身近な米子市が運営することで、例えば高齢者への介護予防施設の機能追加等利用者のニーズや実態に応じたサービスの提供がしやすくなり、利便性の向上につながる。

(2) 米子市営東山水泳場

○日本水泳連盟公認プールや飛び込みプールを備えた屋外プールと、25m屋内プールを県営化することで、国体や高校総体などで上位入賞している水泳や飛び込みの競技者が、より安心して練習に打ち込める環境整備を図ることが可能となり、競技力の向上につながる。

※スケジュール及び改修内容等については変更する場合がある。